

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年9月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第28号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部2の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同部16の項を次のように改める。

16 削除
-------

別表第1区長の部19の項を次のように改める。

19 削除
-------

別表第2区長の部20の項を次のように改める。

20 削除
-------

別表第2区長の部23の項を次のように改める。

23 削除
-------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。